

令和4年度第2回(通算第16回) 鶴岡市上下水道事業経営審議会 (会議議事録)

○日時

令和4年12月13日(火) 午後1時30分から午後2時45分

○会場

鶴岡市上下水道部 2階 大会議室

○次第

1. 開会
2. 上下水道部長あいさつ
3. 協議(答申)
 - (1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について
 - (2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について
 - (3) その他
4. その他
5. 閉会

※施設見学: 水道資料館

○出席者

委員: 20名中18名(欠席2名)

事務局: 上下水道部長・上下水道部参事兼総務課長・水道課長・下水道課長・
下水道課工務主幹・下水道課主幹兼浄化センター所長・総務課長補佐
・総務課総務主査・同経営企画主査・同総務係長・下水道課下水道係長

○公開・非公開

公開

○傍聴者の人数

2名

1. 開会

2. 上下水道部長あいさつ(要旨)

鶴岡市上下水道事業経営審議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。
委員の皆様方におかれては、師走の大変多忙のところご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

12月に入り、例年に比べて気温の高い日が続いているが、翌日以降寒波が訪れる予報となっており、気温がマイナス4度を下回ると水道管の凍結破裂の可能性が高くなる。委員の皆様には、マイナス4度を下回る予報が出た場合、水抜きなどの対策を行うことについて、ご家族や知人などご周知いただくようお願い申し上げます。

本日は、前回11月1日に開催した審議会において、

- 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入
- 三瀬地区農業集落排水事業分担金

の2件について諮問し、これらに対する答申案について審議をお願いするものである。

また、第1回目の会議で質疑のあった事項の中で、説明が不十分だったと思われる点について補足資料を準備したので、説明の時間をいただきたいと考えている。

前回は鶴岡浄化センターを視察いただいたが、本日は審議会の後、水道資料館をご覧いただく予定にしている。前年8月にもご覧いただいております、前年と展示内容は変わっていないが、本日の審議会にあわせて開館しているため、ご覧いただければ幸いです。

3. 協議（答申）

※審議会条例第6条の規定により会長が議長として進行

【会議の成立】

（会長）

※定足数の報告を事務局に依頼

（事務局）

※委員20名のうち18名が出席し、審議会条例第6条第2項に規定する成立要件が満たされていることを報告

【傍聴承認】

（会長）

※2名の傍聴者の承認について委員へ確認。

……異議なしのため傍聴を認める……

（会長）

それでは、「3. 協議（答申）」の「(1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について」事務局からの説明をお願いしたい。

(1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について

(事務局)

※資料 4-3 により説明

(会長)

- ・本件の制度内容や方向性については、第1回目の会議で概ね合意をいただいているが、本日の会議において答申案と補足資料が改めて示されており、これらについてご質問ご意見を伺いたい。
- ・下段の制度説明について、書き出しの位置を1字開けた方がよさそうであるので、そのように訂正願いたい。
- ・委員の皆様からご質問ご意見があればどうぞ。

(委員)

受益者負担金は、道路に敷設されている管路から処理場までの整備費が対象になると思われるが、それとは別に道路から家屋までの宅内の配管にも相当の金額がかかることになり、これについて費用の減免や返済期限の延長など何か措置を考えているか。

(事務局)

各家庭が行う排水設備工事について、現状では低所得者等に対する減免支援などは特に考えていないが、宅内配管の整備に際しては市独自の支援制度があり、供用開始から1年以内に切替工事を実施した場合最大で3万円を交付するなど補助金制度を設けているとともに、銀行等から資金を借り入れて工事を行う場合、当方で低利な融資を斡旋し、それに対する利子補給として最大全額または半額を助成する制度がある。

ただし、ご意見を頂いた内容を踏まえ、制度のあり方について今後検討していきたいと考えている。

(委員)

ある家庭では、例えば50万円の宅内配管工事費で済むかもしれないが、家屋から道路までの距離が長い場合は、例えば80万円かかる場合も考えられる。その場合、利子補給額もそれに応じて変動するのか。

(事務局)

利子補給については、借入れの総額によって元金に対する利子(に相当する額)が変動してくるため、整備延長が長かったり工事規模が大きかったりするなどして借入れの額が大きくなると利子補給の金額も大きくなる

ただし、本融資制度について、現状では融資額の上限を120万円までとしている。

(会長)

そのほか、ご質問ご意見があればどうぞ。

……質問・意見なし……

(会長)

協議題(1)について、この案とすることよろしいか。
……委員了承……

(会長)

それではこの案をもって答申を行うこととする。

(会長)

続いて、「(2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について」事務局からの説明をお願いしたい。

(2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について

(事務局)

※配布資料 5-3 及び当日資料により説明

(会長)

ただ今の説明に対して、ご質問ご意見があればどうぞ。

(委員)

受益者負担金等の納付回数は理解できたが、その方法を確認したい。

(事務局)

毎年6月頃に納付書を発行して各対象世帯に送付することになるが、その納付書を使用して金融機関等で現金により納付する方法と、口座振替の方法を選択できる。

(委員)

受益者負担金等を一括で納付したい場合、それに対する借入制度はあるのか。もしあるとすれば、その内容、条件等について教えていただきたい。

(事務局)

現時点では借入制度を設けていない。

(会長)

今後、加入対象世帯数が増えた場合は、負担金の額は変わることになるのか。

(事務局)

負担金の額はこの額を答申することによって確定し、今後、加入世帯数が増えた場合でも、答申した額(224,000円)を負担いただくことになる。

(会長)

そのほか、ご質問ご意見があればどうぞ。

……質問・意見なし……

(会長)

協議題(2)について、この案とすることよろしいか。

……委員了承……

(会長)

それではこの案をもって答申を行うこととする。

(3) その他

(会長)

次に、「(3) その他」について、事務局から本日は示されている「当日資料」が用意されているので、これについて説明をお願いしたい。

当日資料(1) 県内13市の水道料金及び下水道料金について

(事務局)

※当日資料別紙1及び別紙2により説明

(会長)

ただ今の説明に対して、ご質問ご意見があればどうぞ。

(委員)

使用水量が月10 m³以内の世帯は、どの程度の割合を占めているか。

(事務局)

正確な数字は本日準備していないが、月の使用量の目安として1人あたり5～7 m³と言われているため10 m³以内であれば1～2人の世帯であり、全体の1割未満であると考えられる。

(会長)

そのほか、ご質問ご意見があればどうぞ。

……質問・意見なし……

それでは次の項目の説明をお願いしたい。

当日資料(2) 法定耐用年数(40年)を超えた水道管の更新計画について

当日資料(3) 本市における断水リスクと水源の災害対策について

(事務局)

※当日資料により説明

(会長)

ただ今の説明に対して、ご質問ご意見があればどうぞ。

(委員)

法定耐用年数が40年ということであるが、現在工事が進められている箇所について耐用年数が80年から100年の長寿命管を使用しているとのことである。減価償却もそれに合わせて計算することになるのか。

(事務局)

法定耐用年数が40年は、実際に耐用可能な年数を示すものではなく、資産管理上、減価償却を計算する際に法律でこの年数を使用することとされている。ただし、管路更新の周期としては40年一律という考え方ではなく、経費の節減等のため、実際耐用可能な年数を考慮しながら工事を進めている。

(委員)

水道管の更新が進められている中で、年々技術が進み、配管をすべて新しい管に交換するのではなく、管の内部をコーティングする工法もあるようであるが、この工法の採用について検討しているか。

(事務局)

ご指摘のとおり、既設の管の内面を清掃してコーティングする「管路更生工法」がある。工事そのものについては敷設状況、例えば配水池まで送水する送水管などは「管の入れ替えを伴わない工法」も選択肢の一つになり得るが、配水池から家庭までつながる配水管については、各家庭に配水する際に本管との接続部に穴を開けつなげていることから、更新に際して技術的な部分も含め更生工法を採用できるか検証していく必要がある。

いずれにしても工法の採用については、最新の技術に関する情報を収集するとともに、効率的かつ安価に実施できるよう、費用対効果を考慮しながら工事を進めていきたいと考えている。

(委員)

水道管だけでなく下水管についても耐震化が必要と思われるが、耐震化や更新の計画についてはどのようになっているか。

(事務局)

資料3-4(第1回会議配布)の5頁目最下段に「耐震化の推進」の目標値を掲げ、現況値47.5%に対して令和13年度まで53.6%の耐震化を進める計画である。目標となる数値を設定しつつ、未普及地域が残されていることから、当面の間はその解消を主眼に置いて整備を進めているところであり、概成の目途がつき次第、耐震化に向けてより具体的に進めていく予定である。

ただし、局所的な不具合については個別に対応を実施しているところであり、これについては今後も継続していきたいと考えている。

(委員)

生活に身近なところからの質問となるが、前月、水道管の清掃が入る旨、広報車からアナウンスが流れてきたが、水道管の清掃の後、家庭でどのように対応したらよいかわからなかった。自分の場合は自営業なのでアナウンスも聞こえるが、多くの家庭では不在の時間帯となることから、周知の方法について、広報車によるアナウンスのほか、どのような手段で実施しているか伺いたい。

(事務局)

管路の清掃については、広報車による街宣、町内会の回覧板により周知を行なっているが、地域により状況が違う場合もあるため、その際はチラシを配布している。

また、(清掃の地区や日時などについては)市ホームページへの掲載、上下水道部発刊の「すいすい」(各戸配布)により実施しているところである。

(会長)

ほかに、ご質問ご意見があればどうぞ。

……質問・意見なし……

これにてすべての協議を終了したい。円滑な進行にご協力いただき、感謝する。進行を事務局にお返しする。

4. その他

(参事 兼 総務課長)

■今後の予定スケジュール

- ・委員の皆様には長期にわたり審議いただき感謝申し上げます。
- ・今後の予定であるが、答申については本日審議いただいた案で決定とし、1月に市長へ答申書を会長から手渡しする。
- ・答申内容に沿って3月議会に改正条例案を提出し、可決すれば令和5年度から施行される運びとなる。

■情報提供

- ・水道事業は、全国的に人口減少による収益の減少、施設の老朽化による更新需要の増大に伴う経営の悪化が最重要課題とされている。
- ・それを受けて、国では、経営基盤の強化を図るためには市町村の枠組みを超えた広域的な連携が必要であるとして、都道府県ごとに「水道事業広域連携推進プラン」の策定を求めており、今年度末が策定期限となっている。
- ・これを受け山形県では、令和3年度から水道広域化推進プランの策定を進め、用水供給を行っている県企業局と、末端水道事業を行う市町村の広域連携について、現状把握と将来シミュレーション、広域連携による効果や課題の整理を行っており、県内の地理的条件から、県内を4圏域に分けて各市町村の意見も聞きながら検討がなされているところである。

- ・県からの情報では、このたびプランの案がまとまり、12月15日より県のホームページで公表し、パブリックコメントを実施するとのことである。
- ・本市ではこのプランが策定されたのちに、本市が属する庄内圏域で最も効果的な広域連携に向けた取組を進めていくことになるので、委員の皆様には山形県の水道事業広域連携推進プランに対しても目を通していただくようお願いしたい。

5. 閉会

〈施設見学：水道資料館〉

鶴岡市の水道の歴史等について

以 上